



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年1月8日火曜日 第1927号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	1
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示（2件）.....	1
道路の供用開始（県道今治波方港線）.....	2
道路の区域変更（県道六軒家石手線）.....	3
道路の供用開始（県道論田袋口線）.....	3
道路の区域変更（県道九島循環線）.....	3
道路の供用開始（ " ）.....	3
都市計画の変更（追加）案の縦覧.....	4

公 告

土地（建付地）の売払い（2件）.....	4
----------------------	---

告 示

○愛媛県告示第1号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	平成23年1月5日まで

○愛媛県告示第2号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三秋新池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・三秋新池地区）計画書の写し
 - 伊予市営土地改良事業等の分担金の賦課徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成20年1月9日から2月6日まで
- 縦覧場所
伊予市役所本庁

○愛媛県告示第3号

保安林の指定施業要件の変更（平成19年12月愛媛県告示第1853号）

に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市西之川字野地丁350	松山市星岡町270-7 寺川品吉	森林所有者
西条市西之川字野地丁352	西条市福武甲880 藤原節也	"

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第4号

保安林の指定施業要件の変更（平成19年11月愛媛県告示第1772号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加戸守行

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
今治市玉川町鈍川字下日浦庚681	岐阜県各務原市蘇原三柿野町3-4-8 上田則夫	森林所有者
今治市玉川町鈍川字白石庚703の4、字ユノ谷辛2の7、辛2の9	今治市玉川町鈍川丙362 門岡政吉	"
今治市玉川町木地字一ノゴ辛1の9、字松ノ谷辛25の2	大阪市東淀川区十八篠町3の227 門岡岸男	"

今治市玉川町木地字丸山 辛4の6、辛4の16、辛 4の17、辛4の20	今治市玉川町鈍川丙362 門岡 盛 親	〃
今治市玉川町木地字ユノ 谷辛14の1	今治市日吉町甲240の1 阿部 夏 子	〃
今治市玉川町木地字ユノ 谷辛15、字コブ谷辛48の 3、字コタマゴ辛51の2	今治市別宮402 越智 昭 剛	〃
今治市玉川町木地字坊城 ノ向辛16の9	今治市日吉甲434 門田 誠 二	〃
今治市玉川町木地字坊城 ノ向辛16の10、字ボウシ 口辛19の3、辛19の5	今治市日吉甲1054の1 門岡 幸 男	〃
今治市玉川町木地字松尾 口辛18の3、字ボウシ口 辛19の7、字ヒル谷辛27 の5	今治市玉川町木地己140 門田 哲 男	〃
今治市玉川町木地字ボウ シ口辛19の2、辛19の10	千葉県市川市宮久保西4の8 の21 門田 程	〃
今治市玉川町木地字明神 下辛32の12、字大ミゾ宮 ノ谷辛36の17、字コタマ ゴ辛73の21	今治市松本町1 - 2 - 10 大和産業株式会社	〃
今治市玉川町木地字明神 下辛33の22	山口県徳山市徳山6773 - 6 門田 澄 枝	〃
今治市玉川町木地字篠か 成辛34の1	今治市八町537 - 1 藤倉 アキエ	〃
今治市玉川町木地字篠か 成辛34の9、字シノカナ ル辛69、字ヨコグラ辛75 の13、辛76の5	今治市日吉甲916 - 3 門田 正 伸	〃
今治市玉川町木地字杉ノ 窟辛35の4、字コタマゴ 辛61の3	今治市玉川町木地己514 渡邊 利 作	〃
今治市玉川町木地字谷辛 36の1	今治市日吉甲1708 - 1 山下 勲	〃
今治市玉川町木地字谷辛 36の14、辛36の25、字大 ミゾ辛37の5、辛37の11、 字ケヤケ山辛41の1、字 コタマゴ辛50の3、辛50 の8、辛50の24、辛50の 27	今治市玉川町木地己576 門田 猛 男	〃
今治市玉川町木地字谷辛 36の37	今治市鳥生1171 - 1 越智 節 夫	〃
今治市玉川町木地字大サ コ辛38の1	今治市玉川町鈍川戊378 越智 博 好	〃
今治市玉川町木地字石原 畑辛42の3	今治市今治村甲73 - 5 門田 研 吉	〃
今治市玉川町木地字石原 畑辛42の13	大阪市旭区大宮西之町1 - 45 門田 鬼志雄	〃
今治市玉川町木地字イノ ハナ辛46の1、字コブ谷 辛48の4	今治市日吉甲114 - 5 越智 宣 之	〃
今治市玉川町木地字イノ ハナ辛46の3、字コブ谷 辛48の7	今治市波止浜514 小池 俊 雄	〃
今治市玉川町木地字イシ ゴヤ辛55の25、辛55の12 2	今治市鳥生1240 日 浅 安 利	〃
今治市玉川町木地字成辛 63の27	今治市旭町3 - 3 - 13 川 又 健太郎	〃
今治市玉川町木地字成辛 63の39	今治市日吉甲834 - 7 渡邊 タキヨ	〃
今治市玉川町木地字長尾 口松尾辛65の2、辛65の 3	今治市宮ヶ崎甲847 世 良 章	〃

今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛73の3	今治市日吉甲359 - 1 門田 清	〃
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛73の79	新居郡加茂村大字藤之石山 伊藤 友 吉	〃
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛74の9	今治市日吉甲337 門田 通	〃
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛75の23	今治市玉川町木地己250 門田 竹 治	〃
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛76の3	今治市玉川町木地己259 門田 カメヨ	〃
今治市玉川町木地字ホド ヲ辛80、辛82の5	今治市日吉甲1054 門岡 幸 男	〃
今治市玉川町木地字ケス ケ辛83の7	今治市今治村甲150 - 3 藤本 節 朗	〃
今治市玉川町木地字ヨコ クラ辛88の21	今治市山路907 長野 正 見	〃
今治市玉川町木地字イシ ハラ谷辛57の113	東京都世田谷区経堂4 - 22 - 24 長澤 敦 子	地上権者
今治市玉川町木地字イシ ハラ谷辛55の42	今治市別宮381 井上 正 一	〃
今治市玉川町木地字イシ ハラ谷辛57の10、辛57の 87から辛57の91まで	今治市玉川町木地己795 越智 儀 平	〃
今治市玉川町木地字ユノ 谷辛14の24、辛14の52	高松市三条町173 - 1 越智 司	〃
今治市玉川町木地字イシ ゴヤ辛55の79	松山市共栄町3 - 2 - 11 四国食品有限会社	〃
今治市玉川町木地字ヨコ クラ辛88の18、辛88の22	今治市蔵敷1668 - 3 二宮 英 子	〃
今治市玉川町木地字コタ マゴ谷辛73の29、辛73の 30	東京都世田谷区5 - 7 - 2 - 316 日野 淳 子	〃
今治市玉川町木地字ヨコ クラ辛88の50	今治市玉川町長谷甲138 - 6 武田 恒 司	〃
今治市玉川町木地字松ヲ 谷辛25の5、辛25の7、 辛25の9、辛25の27、辛 25の29	今治市日吉甲136 - 2 門岡 宗左エ門	〃

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市東村四丁目甲440番3	平成20年1月8日

○愛媛県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	六軒家石手線	松山市道後町一丁目926番2から 同市道後町一丁目927番11まで	旧	メートル 15.9～16.6	キロメートル 0.010	
			新	1.2～3.7 15.9～16.6	0.012 0.010	

○愛媛県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2536番2から 同町立山2535番2まで	平成20年1月8日

○愛媛県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市本九島字九島崎1385番2から 同字1386番3まで	旧	メートル 2.5～4.0	キロメートル 0.032	
			新	4.0～6.7	0.032	

○愛媛県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年1月8日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市本九島字九島崎1385番2から 同字1386番3まで	平成20年1月8日

○愛媛県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画一団地の官公庁施設
新居浜一団地の官公庁施設
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 新居浜市繁本町の一部

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物		
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積
東温市則之内字城谷丙599番 4	山 林	1,335.75㎡			
東温市則之内字城谷丙599番 7	宅 地	1,101.83㎡	公 舎	木造セメント瓦葺平家 建外	135.72㎡
東温市則之内字清水谷丙602番 3	山 林	614.73㎡			
東温市則之内字清水谷丙602番 6	山 林	681.07㎡			
東温市則之内字清水谷丙602番 7	山 林	2,521.09㎡	物 置	木造波形プラスチック 葺平家建	4.10㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年 1 月 8 日（火）から 2 月 4 日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。

以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年 2 月 4 日（月）午後 5 時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成20年 1 月23日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成20年 2 月18日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2

愛媛県庁第二別館 5 階第 2 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 1 月 8 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

物件 番号	土 地			建 物		
	所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積
1	大洲市五郎字慶雲寺乙621番22	宅 地	189.49㎡			
2	大洲市五郎字慶雲寺乙621番27	宅 地	175.67㎡	共同住宅	コンクリートブロック 造陸屋根 2階建	99.18㎡
3	大洲市五郎字慶雲寺乙621番28	宅 地	173.65㎡	共同住宅	コンクリートブロック 造陸屋根 2階建	99.18㎡
4	大洲市五郎字慶雲寺乙621番29	宅 地	174.09㎡	共同住宅	コンクリートブロック 造陸屋根 2階建	99.18㎡
5	大洲市五郎字慶雲寺乙621番30	宅 地	181.60㎡	共同住宅	コンクリートブロック 造陸屋根 2階建	99.18㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年 1月 8日（火）から 2月 6日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 （089）912 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年 2月 6日（水）午後 5 時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

物件番号	日時
1	平成20年 1月25日（金）午前10時
2	
3	
4	
5	

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
1	平成20年 2 月20日 (水) 午前10時
2	
3	
4	
5	

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県大洲市田口 425 番地 1

愛媛県八幡浜地方局大洲庁舎 3 階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。